第五規則　満載喫水線標識

満載喫水線標識は、外径三百ミリメートル、幅二十五ミリメートルの円環と、これに交わる長さ四百五十ミリメートル、幅二十五ミリメートルの水平線であってその上縁が円環の中心を通るものとから成る。円環の中心は、船舶の中央において甲板線の上縁から下方に向かって垂直に夏期フリーボードに等しい距離を測った位置に置くものとする。（第六―一図参照）

第六規則　満載喫水線標識とともに使用する線

(1)　この規則に従って指定される満載喫水線を示す線は、円環の中心から前方に向かって五百四十ミリメートルの位置に表示された幅二十五ミリメートルの垂直線に直角に、かつ、別段の明文の規定がない限りその垂直線から前方に向かって引かれた長さ二百三十ミリメートル、幅二十五ミリメートルの水平線とする。（第六―一図参照）

(2)　使用する満載喫水線は、次のものとする。

(a)　夏期満載喫水線　円環の中心を通る線の上縁及び記号Sを附した線の上縁によって示される。

(b)　冬期満載喫水線　記号Wを附した線の上縁によって示される。

(c)　冬期北大西洋満載喫水線　記号WNAを附した線の上縁によって示される。

(d)　熱帯満載喫水線　記号Tを附した線の上縁によって示される。

(e)　夏期淡水満載喫水線　記号Fを附した線の上縁によって示される。夏期淡水満載喫水線は、(1)に定める垂直線から後方に向かって引かれる。夏期淡水満載喫水線と夏期満載喫水線との間の差は、他の満載喫水線について、淡水における積載のために認められる許容の幅とする。

(f)　熱帯淡水満載喫水線　記号TFを附した線の上縁によって示され、かつ、(1)に定める垂直線から後方に向かって引かれる。

(3)　この規則に従って木材フリーボードが指定されるときは、通常の満載喫水線のほかに、木材満載喫水線を表示するものとする。これらの木材満載喫水線は、円環の中心から後方に向かって五百四十ミリメートルの位置に表示された幅二十五ミリメートルの垂直線に直角に、かつ、別段の明文の規定がない限りその垂直線から後方に向かって引かれた長さ二百三十ミリメートル、幅二十五ミリメートルの水平線とする。（第六―二図参照）

(4)　使用する木材満載喫水線は、次のものとする。

(a)　夏期木材満載喫水線　記号LSを附した線の上縁によって示される。

(b)　冬期木材満載喫水線　記号LWを附した線の上縁によって示される。

(c)　冬期北大西洋木材満載喫水線　記号LWNAを附した線の上縁によって示される。

(d)　熱帯木材満載喫水線　記号LTを附した線の上縁によって示される。

(e)　夏期淡水木材満載喫水線　記号LFを附した線の上縁によって示され、かつ、(3)に定める垂直線から前方に向かって引かれる。夏期淡水木材満載喫水線と夏期木材満載喫水線との間の差は、他の木材満載喫水線について、淡水における積載のために認められる許容の幅とする。

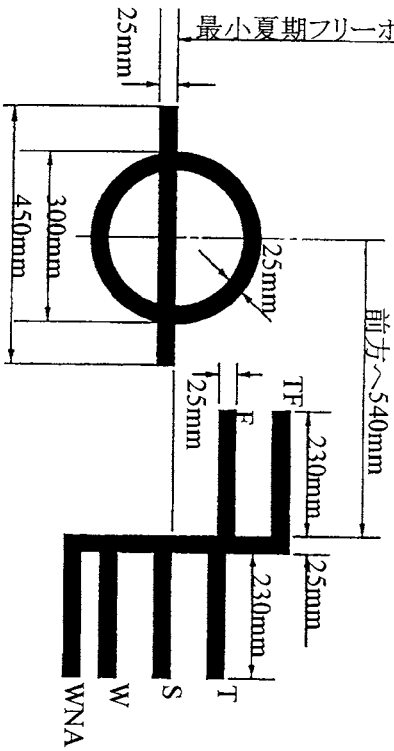
(f)　熱帯淡水木材満載喫水線　記号LTFを附した線の上縁によって示され、かつ、(3)に定める垂直線から前方に向かって引かれる。

(5)　船舶の特徴又はその業務若しくは航行制限の性質によって特定の季節線が適用されることがない場合には、その季節線を省略することができる。

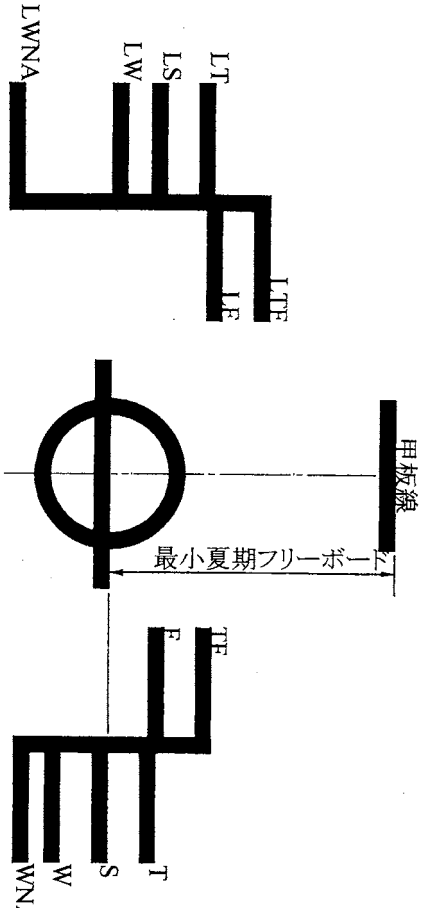
(6)　この条約による最小フリーボードより大きいフリーボードが指定される結果、満載喫水線が最小フリーボードにおける最低位の季節満載喫水線に対応する位置又はそれより低い位置に表示されることとなる場合には、淡水満載喫水線のみを表示すれば足りる。

(7)　冬期北大西洋満載喫水線が同じ垂直線の冬期満載喫水線と一致する場合には、この満載喫水線には記号Wを附するものとする。

(8)　現行の他の国際条約によって要求される追加又は代替の満載喫水線は、(1)に定める垂直線に直角に、かつ、その垂直線から後方に向かって引くことができる。



第六―一図　満載喫水線標識及びこの標識と共に使用する線



第六―二図　木材満載喫水線標識及びこの標識と共に使用する線